

OECDにおけるオンライン上の子ども保護勧告案の検討について

○ 概要

- (1) OECDにおいては、2008年6月に行われたインターネット経済の未来に関するソウル閣僚会議におけるソウル宣言を起点としてオンライン上の青少年保護に対する取組が行われている。
- (2) 2008年11月には、日本提案に基づき、WPISP(情報セキュリティ・プライバシー作業部会)会合でオンライン上の子ども保護に対するポリシーガイダンス又は勧告案の策定等が決定された。
- (3) 2009年4月にはAPEC/OECDの共催シンポジウムがシンガポールで開催された。
- (4) 2010年には、WPISPによって、インターネット上の子どもが直面する危険とその保護に向けた既存政策に関する分析が実施された(2011年5月報告書公表)。
- (5) 2011年3月にはICCP(情報・コンピュータ・通信政策委員会)において、OECD事務局から勧告化に向けた原則案が提示された。
- (6) 2011年6月から、WPISPにおいて勧告案をベースとした検討が開始されている。

○ 方向性

- (1) 日本としては、各国の連携した取組の重要性と、表現の自由、インターネット上の情報の自由な流通等といった基本的な権利との整合性確保の重要性を強調。
- (2) 国際的に比較可能な青少年のリテラシー指標の開発の重要性を強調。